

平成 31 年度  
小樽市学校教育推進計画

「23の指針」



平成 31 年 3 月  
小樽市教育委員会

## はじめに

教育委員会では、平成26年度から5ヵ年計画で策定された「第6次小樽市総合計画・後期実施計画」を踏まえ、小樽市学校教育推進計画「23の指針」を定め、5つの重点目標の達成に向け、家庭、地域などの協力を得ながら様々な施策に取り組んで参りました。

平成31年度は、新学習指導要領への円滑な移行に向けて、「確かな学力の育成」では、「主体的・対話的で深い学びの視点に基づく授業改善」と「望ましい学習及び生活習慣の確立」を両輪として、「ICT活用研修講座」や「理科教育特別研修講座」などの開催、家庭学習をテーマとした「学力向上特別研修講座」や小樽市PTA連合会との共催による「家庭学習等に関するフォーラム」の取組などを推進して参ります。

「豊かな心の育成」では、小樽市手話言語条例の施行を受け、手話に関する出前授業の実施、「健やかな体の育成」では、引き続き、小学校に体育専科教員を配置し、研修講座の開催等を通じて体育科の指導方法を広く市内の教員に還元して参ります。

また、「社会の変化に対応した教育の推進」では、小樽の未来を託すことのできる人材の育成を目指し、ふるさと教育やキャリア教育、英語教育などの取組を一層充実し、「信頼に応える学校づくり」では、小中一貫教育などに取り組むとともに、プログラミング教育の円滑な実施に向けた研修講座を開催するなどして教員の指導力向上を図ります。

今後も、子どもたちが主体的に学び、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けることができるよう、各種施策に取り組んで参りますので、皆様の一層のご支援ご協力を心よりお願い申し上げます。

平成31年3月

小樽市教育委員会

## 学校教育推進計画の経緯

○小樽市では、平成10年にまちづくりの指針となる小樽市総合計画「市民と歩む21世紀プラン」を策定し、教育については、「はぐくみ文化・創造プラン」として、「小・中学校教育の推進」が示されました。

### 「あおぼとプラン」(平成18年度～20年度)

○小樽市全体の総合施策と教育行政施策の整合を図るとともに、国や道の教育改革の動向も踏まえ、中期的視野に立った教育委員会としての「義務教育改革ビジョン」となる「小樽市立学校教育推進計画(あおぼとプラン)」を示しました。

○計画の策定に当たっては、学識経験者や保護者、学校関係者からなる「推進計画作成検討委員会」による答申を基に、小・中・高校長会や市P連とも協議・懇談を重ねてきました。

○計画は、「再構築」と「情報公開」をキーワードとして、これまでの教育活動を見直すとともに、保護者や地域住民の信頼に応え、学校が家庭や地域社会と連携・協力して地域全体として子どもたちの成長を支えていくよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を重点に挙げました。

### 「2次計画」(平成21年度～25年度)

○小樽市学校教育推進計画2次計画は、あおぼとプランを継承・発展させた内容とし、「北海道教育推進計画」、「第6次小樽市総合計画」との関連も図りながら策定しました。

○5つの重点目標を定め、市内すべての学校が最低限共通に取り組むべき実践項目を示し、自己評価に基づく学校改善サイクルを機能させ、学校経営を推進してきました。

○各学校の特色ある取組を紹介する実践事例集の作成、配付や、実践交流会を開催し、取組の充実を目指すと同時に、「小樽市の教育」として、各学校の経営計画をホームページで公開し、保護者や地域住民への周知を図りました。

## 小樽市学校教育推進計画「23の指針」の策定

### 「23の指針」(平成26年度～)

- 小樽市においては、平成26年度から5か年計画で「第6次小樽市総合計画・後期実施計画」がスタートしました。
- 教育委員会では、平成26年度から「第6次小樽市総合計画・後期実施計画」を柱に、国の動向などの大きな変革に柔軟に対応できるよう、2次計画の基本理念を踏襲した、小樽市学校教育推進計画「23の指針」を策定しました。
- 教育委員会は、これまでの基本理念や重点目標等を具体的に推進するため、単年度ごとに、教育行政執行方針に基づく「23の指針」を定め、目標の達成に向けた取組を行うこととします。
- 学校は、「23の指針」を基に、到達目標を数値で設定することで、成果と課題を明確にし、具体的な改善に活かすこととします。

## 教育委員会の取組

- 教育委員会は、教育行政執行方針に基づく、具体的な取組についての「23の指針」を定め、市内すべての学校において取り組めるよう、様々な施策を講じます。
- 教育委員会は、「23の指針」に基づいて各学校が定める「自校の取組及び目標」の実現に向け、その取組状況を把握し、必要な支援等を行います。
- 教育委員会は、把握した市内全体の状況等を市民に知らせます。

## 学校の取組

- 学校は、これまでと同様に、マネジメントサイクルを機能させ、小樽市学校教育推進計画を踏まえた学校経営計画、改善プランを策定し、学校評価を行いながら重点目標の達成に向けた取組を行います。
- 学校は、「23の指針」「小樽市教育委員会の取組」に基づき、具体的な数値目標などを盛り込んだ「自校の取組及び目標」を定めます。
- 学校は、2学期末に「自校の取組及び目標」についての中間評価を行い、学年末に最終的な自己評価結果を教育委員会に報告します。



## 全体構造図と「23の指針」の関連

**基本理念**  
心豊かに学び ふるさとに夢と誇りをもち  
たくましく生きる 小樽の子どもの育成

### 教育行政執行方針

#### 重点目標 1

##### 確かな学力の育成

- 学習状況の把握と指導の改善
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用力の育成
- 学習意欲の向上と学習習慣の確立
- 特別支援教育の充実

#### 重点目標 2

##### 豊かな心の育成

- 道徳性の育成
- 読書活動の推進
- 生徒指導の充実
- 体験的な活動の充実
- 人権教育の推進

#### 重点目標 3

##### 健やかな体の育成

- 体力・運動能力の向上
- 健康教育の充実
- 食育の推進
- 安全教育の充実

#### 重点目標 4 社会の変化に対応した教育の推進

- ふるさと教育の推進
- 国際理解教育の推進
- 情報教育の推進
- キャリア教育の推進
- 環境教育の推進

#### 重点目標 5 信頼に応える学校づくり

- 開かれた学校づくりの推進
- 活力ある学校づくりの推進
- 学校種間の連携・接続の推進
- 教職員の資質・能力の向上

## 23の指針

- ① 各教科の基礎・基本の定着をしっかりと行います
- ② 学習指導の工夫・改善を行います
- ③ 家庭学習の定着を進めます
- ④ 個別の教育支援計画、指導計画を作成し、効果的に活用します
- ⑤ 特別の教科道徳の授業を充実します
- ⑥ 朝読書、家庭での読書などの読書活動を推進します
- ⑦ 生徒指導の機能を高めます
- ⑧ ボランティア活動など、社会に貢献する活動を行います
- ⑨ いじめをしない、させない学校づくりを進めます
- ⑩ 新体力テスト等を活用した体力づくりを行います
- ⑪ 健康の保持増進に向けた指導を充実します
- ⑫ 望ましい食習慣を育成します
- ⑬ 身近な環境に応じた防災教育を実施します
- ⑭ ふるさと小樽の学習を工夫します
- ⑮ 小樽の教育環境を生かした外国語教育を行います
- ⑯ 情報活用能力を育成します
- ⑰ 子どもたちの未来につながる進路指導を充実します
- ⑱ 地域の自然環境に目を向けた教育を行います
- ⑲ 学校評価を活用し、地域の声を生かす学校づくりを進めます
- ⑳ 保護者や地域と一緒に特色ある教育活動を展開します
- ㉑ 授業等を通して、幼・保小、小中、中高の連携を進めます
- ㉒ 法令を遵守し、体罰のない学校をつくります
- ㉓ 校内研修を充実します  
各種研修会・研究会へ積極的に参加します

# 重点目標1 確かな学力の育成

学ぶ意欲を高め、子ども一人一人のよさを生かし、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力等を育成し、主体的に学び自ら考え行動する力などの確かな学力の向上に努めます。

観点	基本方向	23の指針		小樽市教育委員会の取組
学習状況の把握と指導の改善	小樽の子どもの確かな学力（注1）の向上を図るため、学習内容の定着状況を把握し、各教科の基礎・基本の定着を図る指導の改善に生かします。	①	<b>各教科の基礎・基本の定着をしっかりと行います</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「授業力向上研修講座」の開催</li> <li>・学力向上検討委員会の設置、研修会の開催</li> <li>・全国学力・学習状況調査結果の分析、改善方策の提示、公表</li> <li>・標準学力調査及び総合質問紙調査の実施</li> <li>・各種調査（教育課程の改善・充実、指導内容・方法の充実等）</li> <li>・樽っ子学校サポート事業の実施</li> <li>・公開研究会への支援</li> </ul>
基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用力の育成	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、知識・技能を活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成する学習活動の充実に努めます。	②	<b>学習指導の工夫・改善を行います</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育指導の実施</li> <li>・理科教育特別研修講座の開催</li> <li>・新学習指導要領研修講座の開催</li> <li>・学力向上実践交流会の開催</li> <li>・指導方法工夫改善連絡協議会の開催</li> <li>・退職教員等外部人材活用事業連絡協議会の開催</li> <li>・小樽子どもの詩コンクールの開催</li> <li>・小樽文学館学生短歌コンクールの開催（中学、高校、大学等）</li> <li>・教育研究所検証授業の公開</li> <li>・ICTの環境整備（児童生徒用パソコンの整備、大型テレビの整備）</li> </ul>
学習意欲の向上と学習習慣の確立	子どもが学ぶ意欲をもち、言語活動の充実など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、学校と家庭が連携し、確かな学力の基盤となる学習習慣を確立するよう努めます。	③	<b>家庭学習の定着を進めます</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音読の推進（注2）（音読カードテンプレート集作成</li> <li>・音読カップの開催）</li> <li>・音読指導研修講座の開催</li> <li>・啓発資料の作成、配布</li> <li>・学力向上特別研修講座の開催</li> <li>・家庭学習等に関するフォーラムの開催（市P連との共催）</li> </ul>
特別支援教育（注3）の充実	障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行います。	④	<b>個別の教育支援計画（注4）、指導計画を作成し、効果的に活用します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育研修講座の開催</li> <li>・小樽市特別支援連絡協議会の設置、開催</li> <li>・相談体制の充実（小樽市教育支援委員会の設置、開催）</li> <li>・特別支援教育指導体制の整備（支援員の配置等）</li> <li>・学校教育指導の実施</li> </ul>

# 重点目標2 豊かな心の育成

共に生きる喜びを実感しながら、規範意識や基本的な倫理観、思いやりの心など、豊かな人間性の育成に努めます。

観点	基本方向	2 3の指針		小樽市教育委員会の取組
道徳性の育成	生命を尊重する心を基盤として、自立心、自己責任、善悪の判断などの基本的なモラル、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力などをはぐくむため、その基盤となる道徳性の育成に努めます。	⑤	<b>特別の教科道徳の授業を充実します</b>	・道徳教育推進事業の推進 ・道徳教育特別研修講座の開催 ・道徳の中央研修会への派遣
読書活動の推進	子どもの豊かな感性や表現力、創造力などをはぐくむため、読書活動を推進し、子どもたちの読書習慣の育成に努めます。	⑥	<b>朝読書、家庭での読書などの読書活動を推進します</b>	・学校図書館の整備 ・司書教諭（注5）の活用促進 ・市立図書館の学校図書館の整備、読書イベントの支援 ・スクールライブラリー便の実施 ・学校司書の配置 ・学校図書館運営研修会の開催
生徒指導の充実	いじめや非行など子どもの問題行動の未然防止に努めるとともに、早期解決に向けた取組の充実に努めます。また、子ども一人一人の人格のよりよい発達を目指し、学校生活が全ての子どものにとって有意義で充実したものとなるよう、学校における相談体制の充実や家庭・地域社会との連携を通じて、生徒指導の充実に努めます。	⑦	<b>生徒指導の機能を高めます</b>	・スクールカウンセラーの配置（市教委、中学校、統合小学校） ・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・教育相談窓口の開設（来所相談・電話相談・メール相談の実施、相談窓の周知） ・生徒指導対策の推進（いじめ問題等対策連絡協議会、不登校対策連絡協議会、生徒指導研修会、生徒指導講演会の開催、いじめ防止キャンペーンの実施、啓発資料作成、保護者及び地域・警察等の関係機関との連携） ・不登校対策推進事業（小樽市教育支援センターの運営、不登校児童生徒への支援等）
体験的な活動の充実	子どもに社会性や豊かな人間性をはぐくみ、社会の一員としての自覚を促すため、学校と地域社会の連携の下、小樽の様々な教育資源を生かした自然体験活動、社会体験活動、文化芸術体験活動、ボランティア活動等の充実に努めます。	⑧	<b>ボランティア活動など、社会に貢献する活動を行います</b>	・「社会貢献活動」の奨励 ・地域の施設や人材の活用 ・ボランティア団体との連携 ・手話の出席授業の実施 ・感性をはぐくむ教育の推進（音楽交流会、図工・美術展、書写展、読書感想文集の作成等） ・科学の祭典 ・自由研究作品展 ・各種普及講座（ジュニア科学講座等） ・文化芸術による子どもの育成事業（能楽体験、和楽器体験）
人権教育の推進	発達段階に応じ、様々な体験活動を通して、子ども一人一人が共感的に理解し合い、自他を尊重する態度を育む指導の充実に努めます。	⑨	<b>いじめをしない、させない学校づくりを進めます</b>	・小樽市いじめ防止対策推進条例及び基本方針の周知 ・いじめ防止対策審議会の開催 ・いじめ防止キャンペーンの実施（いじめ防止標語の募集、アンケートの実施、いじめ問題対策研修会の開催等） ・小樽いじめ防止サミットの開催 ・人権教育の推進（啓発資料作成、人権教室の奨励等）

# 重点目標3 健やかな体の育成

生涯を通じて、健康・安全に過ごすことができるよう、基本的な生活習慣の確立、体力・運動能力の向上、健康管理能力の育成に努めます。

観点	基本方向	2 3の指針		小樽市教育委員会の取組
体力・運動能力の向上	体力・運動能力に関する子どもの実態把握を通じた指導内容・指導方法の工夫改善に努めるとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育成するよう努めます。	⑩	<b>新体力テスト等(注6)を活用した体力づくりを行います</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新体力テストの推進（児童生徒の体力の実態把握、調査等）</li> <li>・体力向上特別研修講座の開催</li> <li>・体育実技研修会の開催</li> <li>・授業力向上研修講座の開催（柔道、スキー）</li> <li>・スキー学校の開催</li> <li>・各種運動施設の利用促進</li> <li>・体力向上実践校の指定</li> <li>・小樽市小中学校体力向上検討委員会の設置</li> <li>・おたる運河ロードレース大会</li> <li>・市民体力テスト会</li> <li>・市民歩こう運動</li> <li>・各種スポーツ教室</li> <li>・上屋付プール開放事業</li> <li>・歩くスキー普及事業</li> </ul>
健康教育の充実	日常生活において自己の健康の保持増進を図るために必要な実践力を身に付け、生涯を通じて健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、学校・家庭・地域社会が相互に連携を深めながら、健康教育の充実に努めます。	⑪	<b>健康の保持増進に向けた指導を充実します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康教育の推進（基本的な生活習慣づくりの推進、保健所等の関係機関との連携による健康教室の推進）</li> <li>・生活リズムチェックシート（注7）の活用促進</li> </ul>
食育の推進	学校・家庭・地域社会が連携しながら、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、健全な食生活を実践できる資質・能力の育成に努めます。	⑫	<b>望ましい食習慣を育成します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「早寝早起き朝ごはん」運動（注8）の推奨</li> <li>・食育の推進（栄養教諭等による指導の促進、安全・安心な給食の提供、PTAによる給食試食会等）</li> <li>・食育研修講座の開催</li> </ul>
安全教育の充実	事件や事故などから、子ども自身が自らを守ることができるよう、安全に必要な知識や危険予測・危険回避能力を身に付けさせるとともに、非常災害時に安全かつ的確な行動をとることができるよう、学校・家庭・地域社会が連携した安全教育の充実に努めます。	⑬	<b>身近な環境に応じた防災教育を実施します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水難事故防止教室の開催</li> <li>・実技救命講習会の開催（応急処置、AEDの使い方等）</li> <li>・対処要領（マニュアル）（注9）の整備</li> <li>・児童生徒の安全確保（防犯ブザーの配布、通学路の安全確保、警察等関係機関との連携）</li> <li>・バス通学助成</li> <li>・スクールバスの運行</li> </ul>



# 重点目標4 社会の変化に対応した教育の推進

自立して生きていく上で必要な資質・能力を身に付けるとともに、社会の変化に対応し、新しい時代を生きていくための実践的な力の育成に努めます。

観点	基本方向	2 3の指針		小樽市教育委員会の取組
ふるさと教育の推進	自分が生まれ育った小樽の自然や歴史、伝統、文化、産業等について理解を深めるため、地域の施設や人材、文化財など、身近な教育資源を積極的に活用した学習の充実に努めます。	⑭	<b>ふるさと小樽の学習を工夫します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学芸員等の派遣（総合博物館、美術館、文学館）</li> <li>・副読本・補助教材等作成（小学校社会科副読本「わたしたちの小樽」、理科教材「おたるの自然」、教材「小樽の歴史）」</li> <li>・小樽港内遊覧屋形船における講話</li> <li>・潮まつりに関する取組</li> <li>・小樽市民俗芸能伝承事業</li> <li>・小樽に関する企画展</li> </ul>
国際理解教育の推進	国際社会において主体的に行動できる資質・能力を育成するため、自国の文化・伝統とともに、諸外国の歴史や文化、伝統等について理解を深め、尊重し、異なる文化や生活習慣を持つ人々と共に協調して生きていく態度を培うとともに、英語等の外国語によるコミュニケーション能力の育成に努めます。	⑮	<b>小樽の教育環境を生かした外国語教育を行います</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際理解教育の推進（外国語指導助手（ALT）（注10）の派遣）</li> <li>・OEC（小樽イングリッシュキャンプ）の実施</li> <li>・WES（ウインターイングリッシュスクール～小学校3・4年生向け～）の実施</li> <li>・外部人材の積極的な活用</li> <li>・ユネスコ協会等との連携</li> <li>・英語教育特別研修講座（小・中）の開催</li> <li>・英会話スキルアップ講習会の開催</li> <li>・英会話サロンの開催</li> <li>・小学校英語教育推進事業の実施</li> <li>・中学校英語教育推進事業の実施</li> </ul>
情報教育の推進	情報化の進展等による情報通信ネットワークの高度化や有害情報に適切に対応するための情報活用能力を育成するとともに、発達段階に応じて、情報機器を利用する際のルールやマナー等の情報モラル（注11）を身に付けさせる取組を進めるなど、情報教育の充実に努めます。	⑯	<b>情報活用能力を育成します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小樽市小中学校情報モラル対策委員会の設置、開催（指導資料の作成、研修会の実施等）</li> <li>・ネットパトロール体験会の開催（教員・保護者）</li> <li>・情報モラル教育研修会の開催</li> <li>・「おたるスマート7」（注12）の推進</li> <li>・授業力向上研修講座の開催（ICT活用、プログラミング教育（注13））</li> </ul>
キャリア教育（注14）の推進	子どもたちが、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、職場体験などの体験活動を通じて、学ぶことや働くことの意義を理解させ、望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育の充実に努めます。	⑰	<b>子どもたちの未来につながる進路指導を充実します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさとキャリア教育推進事業の実施（小樽市キャリア教育推進会議の開催、外部講師を活用した出前授業等）</li> <li>・キャリア教育研修講座の開催</li> <li>・「進路説明会」「進学相談会」の開催</li> </ul>
環境教育の推進	環境問題について自ら考え、主体的に環境に配慮して行動できる意欲や態度を育成するため、地域の特色を十分生かした環境教育の推進に努めます。	⑱	<b>地域の自然環境に目を向けた教育を行います</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育研修講座の開催</li> <li>・理科教材「おたるの自然」の活用促進</li> </ul>

# 重点目標5 信頼に応える学校づくり

教職員の資質・能力の向上を図り、確かな教育実践を積み上げるとともに、地域に学校を開くことを通して、市民からの信頼に応える学校づくりに努めます。

観点	基本方向	2 3の指針		小樽市教育委員会の取組
開かれた学校づくりの推進	学校評価(注15)を適切に実施するとともに、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員制度(注16)を活用することなどを通して、地域とともにある学校づくりの推進に努めます。	⑱	<b>学校評価を活用し、地域の声を生かす学校づくりを進めます</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評議員制度の推進</li> <li>・学校評価の実施と情報公開(学校の自己評価、保護者アンケート、児童生徒アンケート、学校関係者評価等)</li> <li>・コミュニティ・スクールの導入</li> </ul>
活力ある学校づくりの推進	子ども一人一人が目を輝かせ意欲的に学校生活に取り組むことができるよう、創意工夫ある教育活動を積極的に展開するとともに、保護者や地域と一体となって教育の充実に努める、活力ある学校づくりの推進に努めます。	⑳	<b>保護者や地域と一緒にあって特色ある教育活動を展開します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究の推進(研究員による研究活動の推進)</li> <li>・調査研究活動の推進(研究推進校、協力校等を募り、教育研究の拠点となる学校及び団体の育成)</li> <li>・教育支援活動の推進(学校支援ボランティア活動、おたる地域子ども教室、家庭教育支援)</li> </ul>
学校種間の連携・接続の推進	子どもの発達段階を踏まえた教育活動の連続性を図るため、学校種間の連携・接続に配慮しながら、教育課程(注17)の編成・実施や指導方法の工夫・改善などを通じて、学校運営の充実に努めます。	㉑	<b>授業等を通して、幼・保小、小中、中高の連携を進めます</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校種間の連携の強化(出前授業、交流授業、幼児・児童・生徒間交流の推進等)</li> <li>・小中一貫教育(注18)推進地区の指定</li> <li>・小中一貫教育研修講座の開催</li> </ul>
教職員の資質・能力の向上	教職員が、子ども一人一人に対しての深い愛情と使命感をもち、豊かな人間性や社会性、高い指導力を身に付け、教育の専門家としての資質・能力の向上を図ることができるよう、研修を通じた取組の充実に努めます。	㉒	<b>法令を遵守し、体罰のない学校をつくれます</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・服務規律等の徹底(体罰に関する調査等)</li> </ul>
		㉓	<b>校内研修を充実します 各種研修会・研究会へ積極的に参加します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校訪問指導の実施(指導主事の派遣による校内研修会等での指導助言)</li> <li>・教職員研修会の開催(課題別研修講座、学校経営研修講座、校内研修研修講座、管理職研修等の開催)</li> <li>・築校小樽塾の開催</li> <li>・教員研修図書の整備(研修図書の充実・活用促進)</li> <li>・学校力向上に関する総合実践事業、授業改善推進チーム活用事業、体育専科教員活用事業、小学校外国語活動巡回指導教員研修事業への支援</li> <li>・公開研究会への支援</li> </ul>

【重点1 確かな学力の育成】

注1「確かな学力」

知識や技能はもとより、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等まで含めたもの。

注2「音読」の推進

音読は学習指導要領に示されている一つの学習方法であり、本市では、音読カードを作成・配布するとともに、「音読カップ」を開催するなど、「家庭学習は音読から」を合言葉に、家庭学習の習慣化や学力向上、豊かな心の育成につながるような様々な取組をしている。

注3「特別支援教育」

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

注4「個別の教育支援計画」

障がいのある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育的視点から適切に対応していくという考えの下、教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の関係機関、関係部局との連携を図りながら、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として策定するもの。

【重点2 豊かな心の育成】

注5「司書教諭」

小中学校等において、図書、視聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集、整理及び保存し、これらを児童生徒及び教員の利用に供するために設けられた学校図書館の専門的職務に従事する者。

【重点3 健やかな体の育成】

注6「新体力テスト」

平成11年度の体力・運動能力調査から導入しており、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げの8種目でテストを行い、その記録を蓄積し、体力の向上に役立てるもの。

注7「生活リズムチェックシート」

子どもの望ましい生活習慣に対する関心や意欲を高め、その改善と定着することをねらいに北海道教育委員会が作成・配付しているもの。児童生徒に、早起きや学習時間・読書時間・運動時間の確保など、個別の目標に対応し生活習慣を親子で改善するために活用することを奨励している。

注8「早寝早起き朝ごはん」運動

子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、読書や外遊び、スポーツなど様々な活動に生き生きと取り組ませるとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図るための運動。

注9「対処要領」

学校保健安全法第29条に規定されている「危険等発生時対処要領」は、「危機管理マニュアル」と同義であり、危険の対象によって「防犯マニュアル」、「不審者対応マニュアル」、「防災マニュアル」、「災害発生時対応マニュアル」等と呼ばれていますが、ここでは、事件・事故や自然災害時を想定した事前の危機管理、発生時の危機管理、事後の危機管理の内容のこと。

【重点4 社会の変化に対応した教育の推進】

注10「ALT」(Assistant language teacher)

中学校において、日本人の外国語担当教員とのティーム・ティーチングによる語学指導及び小学校での英語活動や「総合的な学習の時間」において実施される国際理解教育等への参加や地域の様々な国際交流活動に従事する外国人青年。

注11「情報モラル」

プライバシーの保護、著作権に対する正しい認識、コンピュータセキュリティ(事故や犯罪等に対する情報の保護・保全)の必要性に対する理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度。

注12「おたるスマート7」

本市の児童生徒がスマートフォン等によるインターネットの利用時間が長いという状況を受け、各学校の児童会や生徒会、保護者からルールを募り、平成28年度に策定したインターネット等に関する小樽市のルール。

注13「プログラミング教育」

コンピュータがプログラムによって動き、社会で活用されていることを体験し、学習することで、論理的思考力などを身に付けるための教育であり、新しい学習指導要領において、新たに小学校から導入されたもの。

注14「キャリア教育」

子どもたちが将来、社会人・職業人として、主体的に自分の人生を生きるために必要な能力や態度を育てる教育のこと。

【重点5 信頼に応える学校づくり】

注15「学校評価」

平成19年に改正された学校教育法において、学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ることにより教育水準の向上に努めること、保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することが定められた。

注16「学校評議員制度」

教育委員会から学校評議員として委嘱された保護者や地域住民などが、校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べる制度であり、平成12年に学校教育法施行規則が一部改正され、学校評議員を置くことができるようになった。

注17「教育課程」

学校教育の目的や目標を達成するため、児童生徒の心身の発達に応じ、教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。

注18「小中一貫教育」

小学校及び中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のこと。